

岡谷基発 0126 第 1 号  
令和 3 年 1 月 26 日

一般社団法人諏訪労働基準協会長 殿

岡谷労働基準監督署長



令和 3 年度に向けた労働災害防止対策の取組について（要請）

日頃から労働基準行政の運営、労働災害の防止につきましては、格別なる御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、現下の新型コロナウイルス感染症拡大に係る状況において、実態に即した感染拡大防止に取り組んでいただいていることに感謝いたします。

さて、令和 2 年の休業 4 日以上労働災害（速報値）は、162 人となり、第 13 次労働災害防止推進計画における令和 2 年減少目標の「161 人以下」の達成に至りませんでした。

一方で、死亡災害については、平成 30 年 9 月以降発生しておらず、当署として初の 2 年連続「死亡災害ゼロ」を達成し、これは、貴職をはじめ、傘下の会員事業場等の積極的な安全衛生活動の推進の結果であるものと深く感謝いたします。

このような状況下において、更なる労働災害の減少を図り、令和 3 年の第 13 次労働災害防止推進計画の減少目標である 160 人以下を達成するため、令和 3 年度を迎えるに当たり、労働災害防止対策の取組に関する下記事項について要請をいたしますので、傘下の会員事業場等への周知等につきまして、特段の御配慮をお願いいたします。

#### 記

##### 1 経営トップの安全衛生活動への参画

安全で衛生的な職場環境を実現するためには、企業内の体制を整備する必要があるため、経営トップが安全衛生基本方針を表明するとともに、職場における安全衛生に関する意識や取組状況を確認すること。

##### 2 安全衛生管理体制の確立及び活性化

労働災害を防止するには、安全衛生管理体制の確立が不可欠であることから、安全管理者等の選任状況及び職務遂行について確認するとともに、安全衛生管理活動の活性化を図ること。

##### 3 安全衛生教育等の充実

労働者 1 人ひとりに対し、機械設備や作業内容等に応じた安全・衛生に関する教育、労働災害防止のための意識高揚の取組について確認すること。